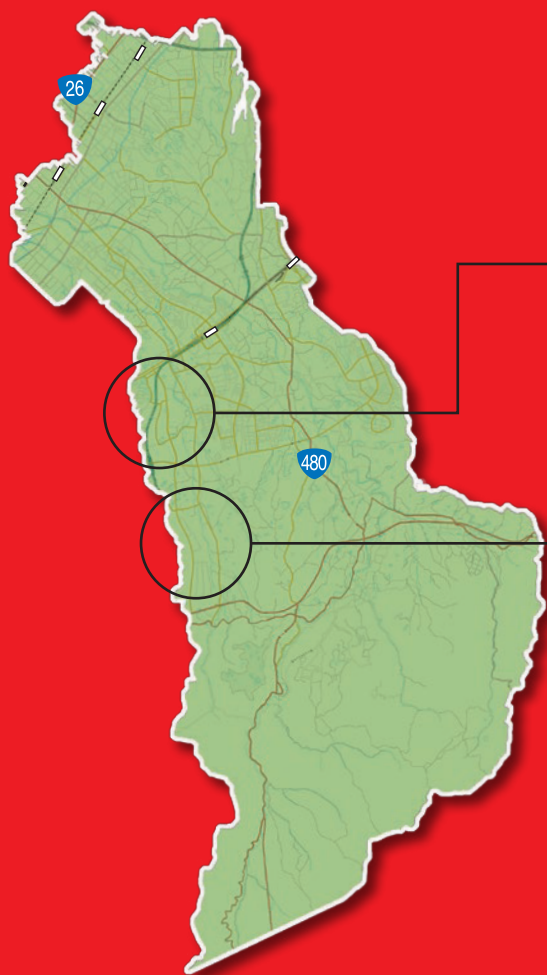


企業立地をお考えの皆様へ

5
年
間
で
最
大

2,500万円
還ってくる!!

固定資産税(建物)の半分か還ってきます!



**和泉市あゆみ野
一丁目～四丁目
(準工業地域に限る)**

**テクノステージ
一丁目～三丁目
(全域)**

お問い合わせ

和泉市環境産業部 産業振興室 商工観光担当

〒594-8501

和泉市府中町二丁目7番5号

Tel.0725-99-8123

和泉市産業集積促進条例に基づく 補助金のご案内

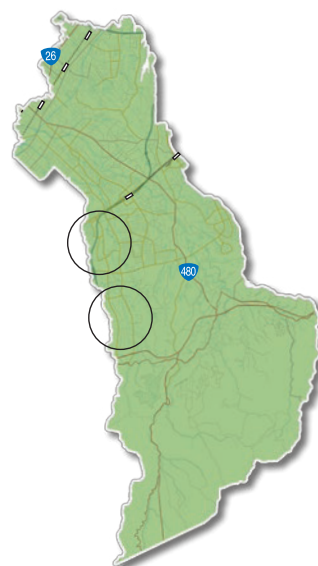
和泉市の産業集積促進地域(下記参照)において新たに工場等を取得・建築すると、建物に対して賦課される固定資産税の2分の1(上限500万円)を最長5年間補助します。

※工場等の取得・着工前に操業計画の認定を受ける必要があります。

対象者

対象地域において、

- ①工場等を操業する企業等
- ②工場等を新たに操業しようとする企業等
- ③事務所を設置する企業等
- ④事務所を新たに設置しようとする企業等



対象地域

- 和泉市あゆみ野一丁目～四丁目のうち準工業地域
- 和泉市テクノステージ一丁目～三丁目(全域)

工場等とは

以下の事業の用に供する工場、研究所など(倉庫等は対象外)

物品の製造(加工及び修理を含む。)

研究開発

人材育成

情報処理

対象区域内で工場等を **取得・新築・増築・改築** する
予定がある方は、まずにご相談ください!

詳しくは和泉市ホームページ

(<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/bizisan/shoukou/12212.html>) をご覧ください。



大阪府による不動産取得税の軽減措置を受けられる可能性があります。

府制度に関するお問い合わせは、

大阪府商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・企業誘致課まで。

【お問い合わせ】

和泉市環境産業部 産業振興室 商工観光担当 商工グループ
〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号

Tel.0725-99-8123(直通)